

平成25年度第1回富里市国民健康保険運営協議会会議録

招集年月日	平成25年5月16日		
招集の場所	富里市役所 別館2階 大会議室		
開会・閉会の時間	開会 平成25年5月16日 13時57分 閉会 平成25年5月16日 14時37分		
◎会長 ○会長職務代理	氏名	出欠等の別	届出の有無
	◎池田 明	○	
	○大塚 良一	○	
	林田 美恵子	○	
	綿貫 文雄	欠	有
	大竹 俊子	○	
	田中 章三	○	
	我妻 道生	○	
	内田 啓二	○	
	麻野 邦子	○	
会議録署名委員	池田 明		
説明のため出席した者の職氏名	国保年金課長	栗原 智彦	
	国保年金課主査	秋葉 忍	
	国保年金課副主幹	新井 弘子	
職務のため出席した者の職氏名	国保年金課主査	岩舘 進	
会議に附した事件	別紙のとおり		
会議の経過	別紙のとおり		

平成25年度第1回富里市国民健康保険運営協議会会議次第

日 時 平成25年5月16日（木）
午後2時00分～
場 所 別館2階 大会議室

1 開 会

2 市長あいさつ

3 議題

専決処分(富里市国民健康保険税条例の一部改正)の承認
を求めることについて

採決 全員賛成

4 報 告

第2期富里市特定健康診査等実施計画について

5 その他

次回会議予定

事務局（案） 平成25年8月8日（木）午後

※開催する場合は事前に通知します。

6 閉 会

○委員の意見 ⇒市の説明

議題

専決処分（富里市国民健康保険税条例の一部改正）の承認を求めることについて

⇒地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日（同年4月1日から施行）に公布され、富里市国民健康保険税条例において国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額の所要の改正を行ったものでございます。

平成25年度税制改正の抜粋で、国民健康保険の被保険者であった者が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合、国民健康保険税の軽減判定所得の算定の特例を恒久化するほか、特定世帯に係る世帯別平等割額を最初の5年間2分の1減額する現行措置に加え、その後3年間4分の1に減額する措置を講ずるものです。

①保険税軽減制度に係る特例 として、軽減を受けている世帯で、従前と同様の軽減措置を受けられるよう、国保から後期高齢者医療へ移行したことにより国保の被保険者でなくなった者（特定同一世帯所属者）を含めて軽減対象基準額を算定することとしている措置について、期限を区切らない恒久措置となります。

②世帯割に係る配慮 として、二人世帯で、1人が後期高齢者医療へ移行し、もう1人が国保に残った世帯（特定世帯）となる者について、世帯割額を半分にする措置について、軽減割合を現在の半分（1/4）として、3年間延長となります。

以上が今回の地方税法の改正に伴って国民健康保険税条例を改正する主な内容です。

○今説明をいただきましたが、特例の場合、兄弟とか、姉妹の場合でも対象になるのですか？

⇒二人世帯の例として、夫婦世帯で説明しましたが、これは、あくまでも例で、夫婦に限らず、後期高齢者医療制度へ移行する人とお子さんという場合あると思います。

⇒法律では、二人世帯で、1人が後期高齢医療制度へ移行し、もう1人が国保に残った世帯（特定世帯）となる者となっており、それが妻か夫でなければならないとはなっていませんので、いろいろな場合があり得ます。今回の改正は、制度間の移行により増える負担を是正することが目的で、被保険者には、有利な改正ですので、ご理解をいただきたいと思います。

採決・・・挙手全員

報告

第2期富里市特定健康診査等実施計画について

⇒「2期富里市特定健康診査等実施計画について」の作成状況は、校正の段階で、その後製本となります。製本が終わり次第、委員の皆様に配布させていただきます。

平成20年度から、高齢者の医療に関する法律により、医療保険者に対して、糖尿病等の生活習慣病に関する特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務づけられました。

富里市におきましても、第1期特定健康診査等実施計画を策定し、特定健康診査・特定保健指導を実施してきましたが、第1期実施計画が平成24年度で満了することから、高齢者の医療の確保に関

する法律第18条に示す特定健康診査等基本指針に基づき平成25年度から平成29年度までの5年間の第2期として、第2期富里市特定健康診査等実施計画を策定するものです。

富里市国保の被保険者の疾病及び医療費の現状と課題として、平成20年度の後期高齢者医療制度のスタートに伴い、被保険者数は、大幅に減少しましたが、その後は、緩やかに上昇しています。1人当たりの医療費も少しずつ上昇しています。

平成24年度5月診療分国保疾病別医療費の状況（生活習慣病に関連する年齢別医療費）では、年齢の上昇と共に医療費も増加し、60～69歳でピークとなり、その後は、減少に向かいます。

特定健康診査実施結果から健康診査の対象者は緩やかに増えていますが、受診率は、平成20年度以降低下傾向が続いているため、24年度は、予備日を2日設け、未受診者全員にハガキで勧奨するとともに、JA健診受診者の健診結果を取り込むことにより、法定報告前の実績値で、3.3%上がる見込みです。

特定保健指導実施状況においては、平成20年度から動機付け支援・積極的支援ともに対象者を減少させてはいるもの利用者数は減少気味で、目標値には、遠く及びません。

達成しようとする目標は、国から示された目標が、平成29年度までに特定健康診査で60%、特定保健指導で60%ですので、目標値から24年度実績を引いて均等にした数値が、各年度の目標値になります。

次回会議日程

8月8日（木）午後